



生活困窮者小口資金貸付事業のご案内

生活困窮者世帯に対し、一時的な緊急事態の際に早期困窮状態から脱却するために、必要最低限の資金貸付を行います

資金用途

- (1) 電気、ガス、水道等、生活維持及び復旧にかかる費用
- (2) 求職活動及び就業にかかる費用
- (3) その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められる経費

※ 貸付を受ける際には、生活困窮者自立相談支援事業の申込が必要です。

資金条件

貸付限度額	20,000円以内で必要な額 (求職・就業にかかる費用は10,000円以内)
貸付利子	無利子
返済期間	6ヶ月以内
連帯保証人	不要

必要添付書類

- ・ 申込者本人の確認書類(被保険者証または運転免許証の写し等)
- ・ 申込の理由・状況の根拠となる資料
(例) 電気・ガス・水道料金の請求書 雇用契約通知書 など
- ・ その他社会福祉協議会が必要と認める書類等

申込・問い合わせ先

本巢市社会福祉協議会 地域福祉課 生活支援係

〒501-0401

本巢市上保1261-4 (糸貫ぬくもりの里内)

TEL 058-320-0531 FAX 058-320-0546